

イギリスにおける自己資本比率基準と国債管理

北野友士（大阪市立大学・院生）

銀行部門に対しては、他業種とは異なる特別な規制が課されることが常である。多くの先進諸国において、銀行部門に課されていた金利規制や業務分野規制といった競争制限的規制は、その典型的な例であった。しかしながら、銀行部門に対する競争制限的な規制は、およそ 1970 年頃を境として、撤廃・緩和が順次進められた。そして、現在に至るまで競争制限的規制に代わって、重視されるようになった銀行規制の手段が自己資本比率規制である。

本報告の目的は、銀行部門に対する自己資本比率規制導入の経緯を歴史的に把握し、金融自由化後の金融・経済環境下で、自己資本比率規制がいかに関必要とされたかを明確にすることである。一般的に、競争制限的な銀行規制は、それらを維持可能とした前提条件に支えられていた。競争制限的規制を維持可能とした前提条件としては、業務分野等の国内における閉鎖的な市場の維持可能性、国際的な閉鎖市場の現実妥当性、国内における経済成長などが挙げられる。自己資本比率規制は、こうした前提条件の変化による競争制限的規制の形骸化に伴い、代替的な銀行規制の手段として導入されたと一般的に理解されている。

本報告で取り上げるイギリスにおいても、明文の規制こそ存在しなかったが、19 世紀から 20 世紀の初頭にかけて、金融部門における自発的かつ高度な分業体制が完成し、やはり競争制限的な自主規制体系が構築されていた。しかしながら、そうした自主的な競争制限的規制体系（＝カルテル的な規制金利と金融部門における自発的分業体制）の形骸化と、金利競争下での第二銀行危機を経て導入された自己資本比率基準（規制という性格ではないため、本報告では基準と表現する）には、4 つほど大きな特徴があった。それらは、(1)信用リスク以外に投資リスクや強制売却リスクといった現在という市場リスクも考慮していた、(2)100%超のリスク・ウェイトを課される資産があった、(3)最低所要自己資本がない、(4)国債のリスク・ウェイトが相対的に高い、という 4 つである。これらの特徴が形成された背景には、金利の高騰とインフレをもたらした国債の大量発行が存在する。さらに、国債の大量発行には経済成長の鈍化による税収不足という背景がある。

以上のことから、本報告では、イギリスにおける自己資本比率基準が、金融自由化に伴う単なる代替的な銀行規制の手段としてではなく、金融自由化によって起こるさまざまな問題への対応の成果であったことを明確にする。